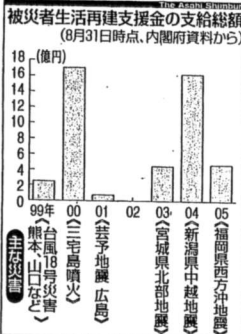


浮かぶ法の不備

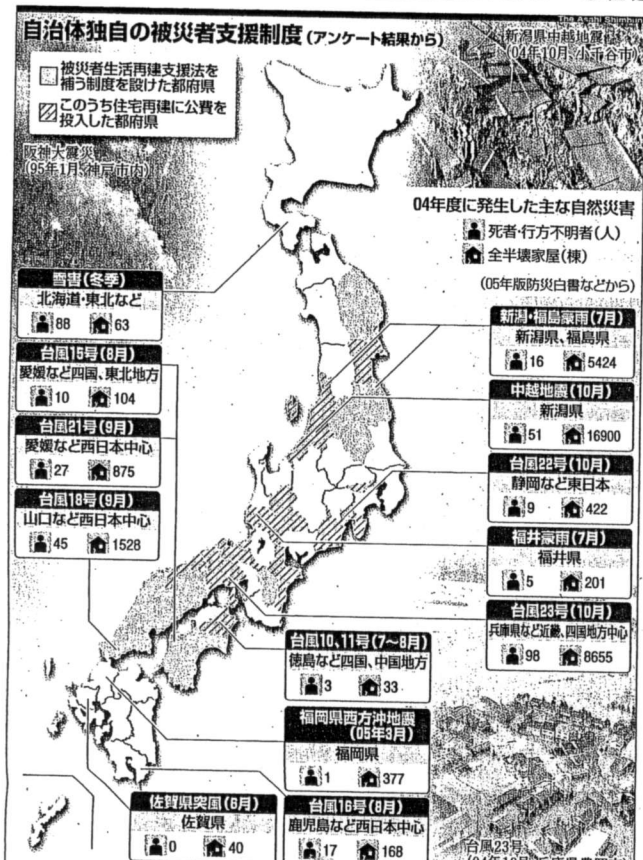
広がる独自補完

11都府県 住宅再建を補助

アンケートは設問に対して選択式か自由記述式で回答を求め、47都道府県が回答した。90年以降に災害救助法や全国規模の激甚災害法が適用された災害に罹ったのは38自治体で8割に達した。被災者への公的支援に認められない費用や、適用外の被災者も支援するなどの自治体独自の制度が21都府県に広がっている。なかでも住宅再建や補修の費用に充てられるようにした制度が目立つ。「公費による私有財産の形成」として、同



被災者生活再建支援法 98年に議員立法で成立した。被災者生活再建支援法は、被災者生活再建支援金を支給する。適用されるのは、市町村単位が都道府県単位に一定規模以上の被害が生じた場合、住宅が全壊したか、大規模な被害が発生した場合に半壊した世帯が対象になっている。使途は、物件購入費や賃貸料、家賃など8項目に限られる。今年8月末時点で6333世帯に計約4億7千万円が支給された。



被災者支援、自治体アンケート

自風や地震が続いた昨年、被災者の生活の再建を支援する制度が全国で相次いだ。自治体はこれまでに取り組んだ独自の施策の特徴や問題点を明らかに、関西学院大学災害復興制度研究所と朝日新聞社は、関西学院大学災害復興制度研究所と朝日新聞社は、都道府県などを対象に「自治体復興・被災者支援制度アンケート」を実施。もとに分析する。

府県(46%)に上り、うち11都府県が独自に新設していた。なかでも住宅再建や補修の費用に充てられるようにした制度が目立つ。「公費による私有財産の形成」として、同

被災者生活再建支援法を補完する独自の制度を設けた都府県

このうち住宅再建に公費を投入した都府県

04年度に発生した主な自然災害

- 死者・行方不明者(人)
- 全半壊家屋(棟)

(05年版防災白書などから)

新潟・福島豪雨(7月)

新潟県 16 5424

中越地震(10月)

新潟県 51 16900

台風22号(10月)

静岡県など東日本 9 422

福井豪雨(7月)

福井県 5 201

台風23号(10月)

兵庫県など西日本 98 8655

台風10、11号(7-8月)

徳島など四国、中国地方 3 33

福岡県西方沖地震(05年3月)

福岡県 11 377

台風16号(8月)

鹿児島など西日本中心 17 168

佐賀県突風(8月)

佐賀県 10 40

「積み重ねて恒久化を」

被災者生活再建支援法 根拠の被害がない適用されず、被災者生活再建支援法を補完する独自の制度を設けた都府県

このうち住宅再建に公費を投入した都府県

04年度に発生した主な自然災害

- 死者・行方不明者(人)
- 全半壊家屋(棟)

(05年版防災白書などから)

新潟・福島豪雨(7月)

新潟県 16 5424

中越地震(10月)

新潟県 51 16900

台風22号(10月)

静岡県など東日本 9 422

福井豪雨(7月)

福井県 5 201

台風23号(10月)

兵庫県など西日本 98 8655

台風10、11号(7-8月)

徳島など四国、中国地方 3 33

福岡県西方沖地震(05年3月)

福岡県 11 377

台風16号(8月)

鹿児島など西日本中心 17 168

佐賀県突風(8月)

佐賀県 10 40

保険や共済、組み合わせながら

関西学院大学大学院 住原明則教授 (行政法)



被災者の生活再建支援の根拠を、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」にするのは難しい。最低限度の生活という意味では、災害復興公営住宅でカバーできる。支援金による住宅再建は、公費による個人の資産形成とみなされる可能性があり、それでは国が認めない。

地方自治法は「公益上必要がある場合は補助をすることができ」と定めている。大きなポイントは、地域のコミュニティ維持と「その前提としての生活再建」だ。地域の維持や復興を目的とした制度は、公益性がある。従って、生活再建を100%公費で行う必要はない。

また、阪神大震災をきっかけにできた支援法は、家が倒壊して壊れることが念頭にあって、昨年の災害の多くは風水害だ。洪水で家が水につかっても、支給対象にならないケースがあった。

支援法だけでなく、ほかの「公営」や「保険や共済」などの「共済」を組み合わせながら、その効果的な生活再建の仕組みを考えていくべきだ。